

学友会会計施行規則

第1章（目的）

本規則は、学友会規約第7章に規定する会計規定に基づく施行規則であって、規則第40条にいう支出にあてる収入のうち、正会員の会費および大学補助金について規定する。ただし、寄付金、部会費その他の収入についても本規則に準じて取り扱うものとする。

第2章（会計単位）

規則第8条に規定する2部7連盟ならびに各連盟所属の各部会は、それぞれ独立に予算・決議を行う会計単位である。

第3章（部会および連盟予算案）

各部会は、翌年度の予算案については、これを毎年11月中に所属連盟（常任委員会）に提出し、各連盟は、所属部会の予算案を調整し、取りまとめて毎年11月末日までに総務部に提出しなければならない。二、各連盟は、連盟自身の予算案を毎年11月末日までに総務部に提出しなければならない。

第4章（監査部予算案）

監査部の予算案は、毎年11月末日までに総務部に提出しなければならない。

第5章（総務部予算案）

総務部は、自己の予算案を含めて、学友会の予算案を12月中に作成し、監査部の審査を受けたのち、中央委員会に提出しなければならない。

第6章（予算の内示および通知）

予算が確定したときは、総務部は速やかに2部7連盟に予算を内示し、7連盟は、各部会に通知しなければならない。

第7章（決議報告書の提出）

各部会は、当該年度の決算報告書を毎年4月10日までに所属連盟に提出し、各連盟は、所属部会の決算報告書を調査し、取りまとめて毎年4月20日までに総務部に提出しなければならない。

2. 監査部は、決算報告書を4月20日までに総務部に提出しなければならない。
3. 監査部は、決算報告書を4月20日までに総務部に提出しなければならない。
4. 総務部は、学友会の年度決算書を4月末日までに作成し、監査部に提出しなければならない。

第8章（監査）

監査部は、総務部の決算報告書にもとづき、毎年5月中に定例会計監査を行い、中央委員会に報告しなければならない。必要があるときは、随時且つ実査を伴う本会の会計監査を実施することができる。

第9章（会計担当者）

各部会は、年度の始めにおいて会計担当者を選定し、連盟を通じて総務部の住所・学籍・氏名と共に印鑑を登録しなければならない。

第10章（学友会費および補助金の下附申請）

正会員の納入する会費（以下学友会費という）および大学補助費（以下補助費）の下附申請には、所定の用紙を使用し、総務部幹事に提出しなければならない。

二、申請書提出の締切日および現金受領日は、総務部幹事が別にこれを定める。

第11章（学友会費および補助金の目的変更）

学友会費および補助金は、原則として申請書記載の目的を変更して支出することはできない。ただし、己むを得ない事由がある場合は、部会長の承認を得て目的を変更して支出することができる。この場合における部会長の承認は、書面によることを要し、且つ領収書類に編綴しなければならない。

第12章（支出手続）

支出に対しては、必ず領収書を徴し、出納簿に記帳の番号と同一番号を付し、記帳順に領収書綴に保管しなければならない。ただし、交通費等特に領収書を徴し得ない場合は、会計担当者の捺印した本会所定の支払明細書をもって処理することができる。

二、出納簿の各頁末および毎月末は必ず集計し、頁末には会計担当者が捺印し、毎月末には月別集計表に科目別に集計金額を記入し、部会長の検査を受け、認証月日を記入して捺印を受けなければならない。

第13章（証憑証書の保管）

出納簿は、学友会所定の現金出納簿を使用し、領収書その他の証憑書類と共に5年間これを保管しなければならない。ただし、当分の間は従来通り総務部がこれを保管するものとする。

第14章 (備品の会計処理)

10,000 円以上の備品については、各会計単位毎に備品台帳（本会所定）に記載し、同時に備品の購入、廃棄、処分の都度総務部に報告しなければならない。

2. 総務部は、学友会としての備品台帳を備えなければならない。
3. 備品につき部会長が使用に耐えないと認めた場合には、廃棄または処分申請書を総務部に提出し、総務部長がその適否を決定し、これを部会に通知しなければならない。
4. 売却処分したときは、売上金は売上傳票を作成して雑収入に計上しなければならない。

第15章 (勘定科目)

勘定科目の設定は、本規則の定めるところによる。ただし、本規則の定める勘定科目が不適當または不足すると認められるときには、各部会は所定連盟の意見を付して総務部長幹事に申し出て、総務部は、監査部と協議の上勘定科目の適否および新勘定科目の設定を決定することができる。

付則

第16章

本規則は、昭和41年4月1日よりこれを施行する。

二、本規則は、1989年12月20日よりこれを施行する。